

## ルート2基準の審査について

平素は、株式会社ジェイネットをご利用いただきありがとうございます。

弊社では、建築基準法及び関係政令等の改正（平成27年6月1日施行）に伴い、平成27年6月1日確認申請分より、建築基準法施行令第9条の3に定められた「確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準（ルート2基準）」によるものは、弊社に在籍する建築基準法施行規則第3条の13に定められた「特定建築基準適合判定資格者」が審査を行います。

■ ルート2基準の審査を行う事務所 : 本社、堺支所、神戸支所

■ お問い合わせ窓口 : 本社 確認検査部 (TEL: 06-6435-8271)

株式会社 ジェイネット